

2025年8月1日
鹿児島みらい農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

また、当組合は経営理念に掲げている「組合員・地域に愛され、親しまれるJA」の実現に向け、役職員一同、組合員・利用者・地域の皆さまの負託に応えるため事業活動に取り組んでおります。

これらの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成への貢献と農業や暮らしを取り巻く様々なリスクに対し安心して備えられるよう、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

また、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、協同で運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照下さい。原則6（注6、7）

1. お客さまへの最適な商品提供

（1）金融商品

JAバンクでは、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品をそろえながら、一定の商品数に絞り込むことが、組合員・利用者の皆さまの将来の備えへの一歩だと考え、お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものをJAバンクセレクトファンドとして選定しています。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保させていることを確認のうえ選定いたします。

組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなどの情報連携を行います。

【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3、6、7）、

補充原則1～5本文および（注）】

（２）共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さま一人ひとりの暮らしをサポートするため、各種公的保険制度などにかかる情報提供を行い、加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスを提供してまいります。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）、補充原則1～5本文および（注）】

２．お客さま本位のご提案と情報提供

（１）信用の事業活動

①お客さまとの対話を重ね、一人ひとりのライフプラン、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、総合事業の強みを発揮し、お客様にふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断いたします。

特に、投資未経験者・高齢者等に対する提案に際しては、リスク許容度・ニーズ等を十分に確認のうえ、厳格な適合性確認を実施します。

②お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項については、重要情報シート等を使用のうえ、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

③お客さまにご負担いただく手数料について、手数料等が一覧となった補完書面やタブレット等を用い、同種の商品間の比較が容易となるよう透明性の高い情報提供を通じてお客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

また、販売後においても、財産の状況・投資目的・リスク許容度の変更有無を確認するとともに、各種情報提供により丁寧なアフターフォローを実施します。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、3、4、5、6、7）】

（２）共済の事業活動

①保障の加入にあたっては、組合員・利用者のご意向を的確に把握・確認した上で、十分に保障の内容や保障の額、共済掛金をご理解・ご納得頂けるよう、

わかりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

②特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧にわかりやすい説明・意向確認を行うとともに、ご家族も含めてご納得、ご満足頂けるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

③なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

外部講師等による研修や資格取得の推進等を通して、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、お客様から頂いた声を真摯に受け止め、お客様の視点に立った業務改善に取り組むとともに、お客様に対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービス提供できるよう、継続的に職員育成を行う体制構築を致します。

【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。